

「利益誘引型サイトのトラブル」 ～報酬うたい高額を請求～

内容

インターネットで見つけた無料の副業紹介サイトに会員登録した。すると女性から、メールで話をするだけで報酬200万円を渡したいとメールがあった。最初メールは無料だったが、途中から有料になり、このため20万円のポイントを購入し、クレジット決済をした。しかし、報酬は受け取れず、その後女性からの連絡が途絶えた。だまされたと思うので返金してほしい。(20代、男性)

消費生活センターからのアドバイス

「利益誘引型サイト」では「相談にのるだけで報酬がもらえる」「当選金を受け取ることができる」などとうたって誘導し、登録後に送受信の利用料金や報酬・当選金を受け取る手続き費用などとして、高額なお金を請求します。

同サイトの利用を開始すると、さまざまな名目で次々とお金を請求されますが、指示通りにお金を支払って手続きしても、一向に報酬や当選金などを受け取ることはできません。「話が違う」と思ったら、すぐに利用を中止してください。

トラブルを避けるため、以下の点に注意しましょう。

「副業」や「在宅ワーク」と検索して表示されるサイトの中には、「利益誘引型のサイト」が紛れている場合がある。「相談にのるだけで報酬がもらえる」「自宅で簡単に稼げる」などのサイトに安易に登録しない。

メールなどで「〇〇円が当選した」など、簡単にお金をもらえる話をされても返信しないようにする。また、安易に無料サイトにアクセスしたり、個人情報やクレジットカード番号を入力しない。

メールでやりとりしている相手はサイトが雇った「サクラ」である場合がある。相手を安易に信用せず、冷静に判断する。

相手とのメールの履歴や支払いに関する画面など証拠を保存する。

おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの「消費生活センター」または「各市町相談窓口」にご相談ください。



おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間] 平日(月～金曜日) ... 午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

全国共通ダイヤル 188 (イヤヤ!)

長崎市消費者センター

(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター

(0956-22-2591)

島原市消費生活センター

(0957-62-9100)

諫早市消費生活センター

(0957-22-3113)

大村市消費生活センター

(0957 52 9999)

平戸市消費生活センター

(0950 22 9122)

松浦市消費生活センター

(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所

(0920-52-8322)

壱岐市消費生活センター

(0920-48-1135)

五島市消費生活センター

(0959-72-6144)

西海市消費生活センター

(0959-37-0145)

雲仙市消費生活センター

(0957 38-7830)

南島原市消費生活センター

(0957-82-3010)

各町にも相談窓口があります